

運輸安全マネジメントに関する取り組み

○ 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

○ 社内への周知方法

「安全方針」を社内に掲示する

○ 安全方針に基づく目標

- 重大事故（自動車事故報告規則に規定する事故） 0件
- 人身事故 0件

○ 目標達成のための計画

1. 安全について

安全第一が最優先、法令遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての自覚を持ち、他の模範となるような運転をする。

2. 年間安全教育計画に基づき、乗務員への指導教育を徹底して行う。

3. スピード・休憩管理

日々デジタルタコメーター・運転日報に基づく管理と指導を行う。

4. 乗務員の健康管理

点呼時に健康状態の確認を徹底する。

○ 安全に関する情報交換方法

輸送の安全に関する情報を適宜乗務員に配布する。

○ 安全に関する反省事項

令和7年度の内部チェックは令和8年5月を予定。問題点等の結果は後日、社内に掲示する。

○ 反省事項に対する改善方法

令和7年度の内部チェックにより把握した問題点の改善方法を、後日、社内に掲示する。

○ 安全に関する目標達成状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

令和6年度	目標	結果	目標達成状況
	重大事故（自動車事故報告規則に規定する事故） 0件	0件	達成・未達成
	人身事故 0件	0件	達成・未達成

○ 事故に関する情報（自動車事故報告規則に規定する事故）（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

令和6年度	自動車事故報告規則に規定する事故発生件数	0件
	事故の種類	